

○府中市立図書館条例

昭和39年4月1日

条例第12号

(目的)

第1条 この条例は、市民が、文化、教養その他社会教育の向上を図るため、図書館法(昭和25年法律第118号)に基づき図書館の設置及び管理について定めることを目的とする。

(名称及び位置)

第2条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

区分	名称	位置
中央図書館	府中市立中央図書館	府中市府中町2丁目24番地
地区図書館	府中市立白糸台図書館	府中市白糸台1丁目60番地
	府中市立西府図書館	府中市西府町1丁目60番地
	府中市立武蔵台図書館	府中市武蔵台2丁目2番地
	府中市立新町図書館	府中市新町1丁目66番地
	府中市立住吉図書館	府中市住吉町1丁目61番地
	府中市立是政図書館	府中市是政2丁目20番地
	府中市立紅葉丘図書館	府中市紅葉丘2丁目1番地
	府中市立押立図書館	府中市押立町5丁目4番地
	府中市立四谷図書館	府中市四谷2丁目75番地
	府中市立片町図書館	府中市片町2丁目17番地
	府中市立宮町図書館	府中市宮町3丁目1番地
府中市立府中市生涯学習センター図書館	府中市浅間町1丁目7番地	

(昭60条例32・昭62条例17・平13条例10・平19条例13・平25条例22一部改正)

(開館時間及び休館日)

第3条 中央図書館及び地区図書館の開館時間及び休館日は、別表のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、府中市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が必要と認める場合は、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(昭63条例8・平13条例10・一部改正)

(使用の制限)

第4条 教育委員会は、次の各号の一に該当すると認めるときは、図書館の使用を許可し

ない。

- (1) 公益を害し、又は風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 施設又はこれに付属する器具を損傷するおそれがあるとき。
- (3) その他管理上支障があるとき。

(昭63条例8・全改、平13条例10・旧第5条繰上)

(損害賠償)

第5条 図書館の施設及びこれに付属する器具を損傷し、又は滅失した者は、これにより生じた損害額を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

- 2 図書館の資料その他備品を破損し、汚損し、又は紛失した者は、現品若しくは同等品又は相当の代価をもって賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(平19条例13・全改)

(管理)

第6条 図書館の管理及び運営について必要な事項は、法令に基づき教育委員会が定めるものとする。

(昭63条例8・一部改正、平13条例10・旧第7条繰上)

付 則

- 1 この条例は、昭和39年4月1日から施行する。
- 2 東京都府中市立図書館設置条例(昭和36年3月府中市条例第7号)は、廃止する。
- 3 この条例施行の際、現に設置されている図書館は、この条例により設置されたものとみなす。

付 則(平成25年6月24日条例第22号)

この条例は、公布の日から起算して3月を越えない範囲内において規則で定める日から施行する。

別表(第3条)

(平13条例10・追加、平14条例15・平14条例35・平18条例22・平19条例13・平22
 条例27・一部改正)

図書館の開館時間及び休館日

館の区分\開館時間及び 休館日	開館時間		休館日
中央図書館	午前9時から午後10時まで		(1) 第1火曜日。ただし、第1火曜日が休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日とする。 (2) 第3月曜日及びその翌日。ただし、第3月曜日が休日に当たるときはその翌日後においてその翌日に最も近い休日でない日とし、第3月曜日の翌日が休日に当たるときはその日後においてその日に最も近い休日でない日とする。 (3) 1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日まで
地区図書館(府中市立宮町図書館及び府中市立府中市生涯学習センター図書館を除く。)	午前9時から午後5時まで		(1) 第1月曜日及び第3月曜日。ただし、第1月曜日又は第3月曜日が休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日とする。 (2) 祝日 (3) 1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日まで
府中市立宮町図書館	午前9時から午後5時まで		(1) 月曜日。ただし、月曜日が休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日とする。 (2) 1月1日から1月3日まで、5月3日から5月5日まで及び12月29日から12月31日まで
府中市立府中市生涯学習センター図書館	月曜日から金曜日 まで	日曜日、土曜日及 び休日	(1) 第1月曜日。ただし、第1月曜日が休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日とする。 (2) 第3水曜日及びその翌日。ただし、第3水曜日が休日に当たるときはその翌日後においてその翌日に最も近い休日
	午前9時から午後7 時まで	午前9時から午後5 時まで	

			でない日とし、第3水曜日の翌日が休日に当たるときはその日後においてその日に最も近い休日でない日とする。 (3) 1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日まで
--	--	--	---

備考 この表における「休日」とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいい、「祝日」とは、同法に規定する国民の祝日をいう。